

平成23年第1回

奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成23年2月15日

閉会 平成23年2月15日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会



11番 南 佳 策 君  
12番 森 下 豊 君  
14番 東 川 裕 君  
15番 梅 田 善 久 君  
16番 山 下 和 弥 君  
17番 小 城 利 重 君  
18番 上 田 直 朗 君  
19番 今 中 富 夫 君  
20番 辻 村 源 四 郎 君

欠席議員（2名）

1番 山 本 清 君  
13番 吉 野 晴 夫 君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上 田 清 君
副広域連合長	吉 田 誠 克 君
副広域連合長	福 西 力 君
副広域連合長	西 谷 義 則 君
代表監査委員	岡 田 紀 郎 君
会計管理者	金 居 秀 知 君
事務局長	山 崎 平 次 君
事務局次長	奥 田 善 之 君
総務課長	山 中 弘 仁 君
事業課長	山 岡 通 浩 君

7. 職務のため出席した者

書 記	生 川 亜 希 子
事務局職員	岡 崎 剛 史
速 記	松 尾 浩 亮

開 会 午後 2 時 0 0 分

副議長（中川義弘君） 　　ただいまより、平成 2 3 年第 1 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

　　本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可いたしておりますので、ご了承願います。

　　次に、監査委員より出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。議席に配付いたしておりますとおりでございますので、ご清覧おき願います。

　　広域連合長より招集のあいさつがございます。

　　広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 　　奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

　　本日は、広域連合議会の平成 2 3 年第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

　　さて、新たな高齢者医療制度の制定に向け、平成 2 1 年 1 1 月から厚生労働省において高齢者医療制度改革会議が開催されておりましたが、1 4 回の会議を経て、昨年 1 2 月 2 0 日に最終取りまとめが行われました。そこで示されておりました予定では、平成 2 3 年の通常国会に法案を提出、2 年の準備期間を経て、平成 2 5 年 3 月から新しい高齢者医療制度が施行されることとなっておりますが、一部報道によりますと、今通常国会での法案成立は困難と見込まれるため、新制度への移行も 2 6 年 3 月以降に先送りされるとも言われております。先行きが大変不透明な中ではありますが、当広域連合といたしましては、今後とも国の動向に留意をしながら、現行制度の各種業務を的確に行い、高齢者の方に安心して必要な医療を受けていただくことができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

　　本定例会におきましては、常勤の副広域連合長の給与等に関する条例の一部改正や、平成 2 3 年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の予算など、6 議案を提案させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきましてご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

　　以上、簡単でございますが、定例会の開会に当たりまして、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

副議長（中川義弘君） 　　それでは、これより会議を開きます。

　　本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

　　直ちに日程に入ります。

　　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、会議規則第 7 4 条の規定により、3 番、辻本八郎君、4 番、吉井猛君、以上 2 名の方を指名いたします。

　　日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

　　お諮りいたします。

本定例会の会期は本日2月15日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第3、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正され、特別職の国家公務員に対して支給する12月期の期末手当の支給月数が1.65月から1.50月に引き下げられたことに伴い、当広域連合の常勤の副広域連合長に支給する期末手当についても同様に引き下げるものでございます。

なお、期末手当の支給基準日である12月1日の前日までに施行する必要があることから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成22年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長(中川義弘君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) 異議なしと認めます。

よって、承第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 議第 1 号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正され、特別職の国家公務員に対して支給する期末手当の支給月数について、6 月期にあつては 1.4 5 月から 1.4 0 月に、1 2 月期にあつては 1.5 0 月から 1.5 5 月に改定されたことに伴い、平成 2 3 年度以降において当広域連合の常勤の副広域連合長に支給する期末手当についても同様の措置を講じるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中川義弘君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 1 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5、議第 2 号、平成 2 2 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について及び議第 3 号、平成 2 2 年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についての 2 議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第 2 号及び議第 3 号の 2 案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第 2 号、平成 2 2 年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

議案書の 4 ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 億 8,696 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 3,697 万 7,000 円とするものでございます。

その主な内容についてご説明をいたします。

議案書の 7 ページから 8 ページをご覧ください。

まず、第 1 款、分担金及び負担金につきましては、レセプト関係等委託料や電算システ

ム運用等委託料及び広域連合派遣職員給与等負担金などが当初見込みより減少したことなどにより、構成市町村負担金7,000万円を減額するものでございます。

次に、第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成23年度保険料軽減分として8億751万8,000円を受け入れるもので、同額を歳出において基金に積み立てていたしております。

次に、第5款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、平成22年度保険料軽減分の国庫認証確定による増額分と、平成22年度広報及びきめ細やかな相談体制の整備分の減額分の合計額3,444万3,000円を増額するものでございます。

次に、第6款、繰越金につきましては、歳入の一般財源として前年度繰越金1,500万円を予算計上するものでございます。

続きまして、議第3号、平成22年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

議案書の10ページをご覧ください。

これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5,488万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,313億7,882万円とするものでございます。

続いて、議案書の13ページから18ページをご覧ください。

歳入につきましては、保険給付費の増額等に伴い、国庫支出金5億2,564万1,000円、県支出金1億7,570万9,000円及び支払基金交付金1,180万5,000円を増額しております。

また、平成22年度保険料軽減分の国庫認証確定による増額分と、平成22年度広報及びきめ細やかな相談体制の整備分の減額分、事務経費の縮減分として一般会計からの繰入金を1,905万7,000円減額するものでございます。

繰越金につきましては、歳入の一般財源として前年度繰越金1億6,078万4,000円を予算計上するものでございます。

歳出につきましては、総務費において、一般会計で先ほど説明をいたしました構成市町村負担金に係る経費や、広報及びきめ細やかな相談体制の整備経費分の減額などから6,730万円を減額する一方、保険給付費において療養給付費、訪問看護療養費、療養費等の伸びの見込みが当初予算を上回ることなどから、9億2,248万2,000円を増額するものでございます。

以上、一括上程をいただきました案件につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長(中川義弘君) これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) これをもって討論は終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

本案はいずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第3号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議第4号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第5号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 本日ここに平成23年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し、審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

まず、議第4号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算より、その内容をご説明申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億6,597万5,000円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

続いて、20ページの第1表をご覧ください。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

第1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金7億3,062万3,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金及び第3款、県支出金、第1項、県負担金は保険料不均一賦課負担金で、それぞれ422万3,000円でございます。

第4款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子が102万1,000円、

第5款、繰入金は、基金からの繰入金8億2,546万8,000円でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

21ページをご覧ください。

第1款、議会費は、議会の開催経費等162万5,000円でございます。

第2款、総務費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等1億2,413万4,000円でございます。

第3款、民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金14億3,919万9,000円でございます。



続きまして、議第5号、平成23年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、議案書の39ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,375億3,395万6,000円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

40ページをご覧ください。

第1款、市町村支出金は231億1,747万円で、保険料や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

第2款、国庫支出金は423億8,435万5,000円で、療養給付費負担金や広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金及び健康診査補助金等でございます。

第3款、県支出金は120億3,834万1,000円で、療養給付費負担金や保険料率の増加を抑制するために活用する財政安定化基金交付金等でございます。

第4款、支払基金交付金は578億1,078万8,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は2,700万円で、400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分について交付されるものでございます。

第8款、繰入金は21億3,419万9,000円で、保険料不均一賦課や後期高齢者医療制度臨時特例基金分及び事務費に係る一般会計からの繰入金のほか、後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

第9款、繰越金は1,010万円で、前年度繰越金でございます。

第10款、諸収入は1,100万2,000円で、交通事故等で加害者から医療費を収納する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

41ページをご覧ください。

第1款、総務費は5億2,142万6,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費、被保険者への広報経費、派遣職員に係る人件費負担金等でございます。なお、新たに高齢者の健康づくり等に取り組む県との共同事業実施に伴う、仮称ではありますが、健康づくり共同事業実行委員会経費を計上しております。

第2款、保険給付費は1,362億9,608万6,000円で、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額医療費、葬祭費、審査支払手数料等でございます。

第3款、財政安定化基金拠出金は1億1,500万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するものでございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は2,710万円で、歳入で説明をいたしました共同事業に対する拠出金でございます。

第5款、保健事業費は4億2,746万5,000円で、被保険者に対する健診事業の委

託料等でございます。なお、健診受診率向上対策として、引き続き被保険者全員に受診券、質問票等を郵送するとともに、検査項目に腎機能低下が発見できるeGFR検査や尿酸検査等を追加することにしております。

第6款、医療費効率化事業費は9,716万1,000円で、レセプト点検委託料のほか、新規事業としてジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料及び健康相談訪問指導委託料等を計上しております。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（中川義弘君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

本案はいずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） 異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第5号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位には、慎重なご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長よりあいさつがございました。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 平成23年第1回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

今後も国の動向を十分に把握し、安定的な制度運営に向けて、県や各市町村との連携を密にとりながら業務に精励をしてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。本日は

どうもありがとうございました。

副議長（中川義弘君） それでは、これをもって、平成23年第1回奈良県後期高齢者医療  
広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長

中 川 義 弘

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

辻 本 八 郎

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

吉 井 猛